

平成 3 1 年 4 月 5 日
千葉県立袖ヶ浦高等学校

部活動活動方針

1 目的

- (1) 本校の掲げる、学校の教育目標・教育方針に則り、学校教育の一環として、生徒の健全な育成に寄与する。
- (2) 顧問の管理下、生徒の自主性を尊重して、スポーツや文化等に親しみ、高校学校生活の充実を図る。
- (3) 市・小学校・中学校・特別支援学校・地域との連携を積極的に推進し、それぞれの活動を通じ、豊かな心を育む。

2 意義

- (1) 学習意欲・体力・技能の向上
- (2) 人間関係の構築（異年齢や生徒同士や職員等）
- (3) 責任感・連帯感の涵養
- (4) 継続性の育成

3 練習（活動）について

(1) 活動日及び時間について

ア 平日に、原則として、週 1 日以上 of 休養日を設け、1 日 2 時間程度とする。

イ 土日に、原則として、週 1 日以上 of 休養日を設け、祭日を含めて 1 日 3 時間程度とする。

※活動時間には、準備、片付け等の時間は含まない。

※土・日・祭日に、対外試合や演奏会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。原則、次の週の平日に振り替えるものとするが、生徒の健康状況を十分配慮した上で、学期ごとで捉え調整する。

※市や地域からのイベント等の要請により、やむを得ず、活動が予想される場合は、生徒の健康面を配慮し、保護者の同意を得た上で、校長の承認をもって行う。

ウ 長期休業期間の活動については、イに準じた活動とする。また、学校閉庁日を含め、まとまった休養期間を設ける。（閉庁日 8/13～15、年末年始の休日）

エ 定期考査の 1 週間前から考査期間中は、活動を休止する。公式戦等、やむを得ず活動を実施しなければならない場合は、保護者の承諾を得た上で、校長の承諾を受ける。その際の活動時間は、学習に支障をきたさない範囲で行う。

(2) 練習計画の作成と提示

顧問は、年間あるいは月間計画（場所・時間・内容等を記載）を作成し、校長へ提出するとともに、生徒及び保護者に周知する。

(3) 安全管理について

高体連危機管理マニュアルを参考に、練習等を実施するとともに、生徒の安全に配慮して活動をするものとする。なお、事故等が発生した場合には、速やかに応急処置を施し、必要に応じて（特に首から上）救急車を要請し保護者への連絡、管理職へ報告をする。

(4) 体罰・暴言の禁止について

法律で禁止されている体罰はもちろんのこと、いじめ、パワハラ、セクハラ等、生徒の人格や尊厳を傷つける行為がないよう指導を徹底する。

(5) 合宿・遠征等について

合宿・遠征等は、校長の許可を受け、保護者の承諾を得た上で実施する。終了後は、速やかに保護者に会計報告を行う。

4 保護者との連携について

顧問は、加入する生徒の保護者に対して、部活動の方針、活動計画等について周知し、定期的に活動報告を行う。また、必要に応じて、保護者会等を開催し、報告等を行う。

5 その他

(1) 外部指導者等について

保護者及び生徒に理解と承諾を得た上で、校長が承認した場合、外部の指導者に依頼することができる。

付 則

この方針は、平成31年4月6日から実施する。